

令和3年度

第1回

鹿児島市青少年問題協議会

日時 令和3年6月3日（木） 9：30～11：00

場所 市教育総合センター 青年会館 第一・二・三研修室（3階）

令和3年度 第1回鹿児島市青少年問題協議会開催要項

1 趣 旨

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する施策を総合的に推進するため、青少年健全育成に関する主な施策等を審議する。
- (2) 関係行政機関相互の連絡調整を図る。

2 日程及び会順

- (1) 日 時 令和3年6月3日(木) 9:30～11:00
- (2) 場 所 市教育総合センター 青年会館 3階 第一・二・三研修室
- (3) 会 順

ア 委員紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9:30

イ 開会のあいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9:40

ウ 協 議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9:45

- ① 青少年問題協議会の設置等について
- ② 前年度協議内容について
- ③ 令和3年度青少年健全育成に関する主な施策等(案)について
- ④ 令和3年度の協議テーマについて
- ⑤ 専門委員会の設置(案)について(前年度専門委員会の報告)
- ⑥ 令和3年度青少年問題協議会の会議計画(案)について
- ⑦ その他(情報・意見交換)

エ 閉会のあいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10:55

令和3年度青少年問題協議会委員				
選出区分		団体	役職	氏名
学識経験者 9人	大学	鹿児島大学	教授	上谷 順三郎
		鹿児島国際大学	准教授	帖佐 尚人
		志学館大学	教授	飯干 紀代子
	学校	市小学校長会(本名小学校)	代表	川崎 公代
		市中学校長会(吉田南中学校)	代表	向田 伸子
		鹿児島地区高等学校生活指導研究協議会(甲南高校)	会長	池田 浩一
	関係団体	市PTA連合会	代表	中島 正義
		市民生委員児童委員協議会	代表	有馬 悦子
		薬物乱用防止指導員鹿児島地区協議会	代表	海江田 麻貴
公募市民 2人		公募市民		鶴田 宏
		公募市民		森園 さくら
関係行政機関の職員 9人		市教育長	教育長	杉元 羊一
		鹿児島労働局職業安定部	訓練室長	内野 和久
		県警察本部人身安全・少年課	課長	谷口 真二
		鹿児島地方法務局人権擁護課	課長	畠田 悟
		市市民文化部	部長	牧野 謙二
		市こども未来局	次長	新小田 洋子
		市人権政策部	部長	福島 宏子
		市教育委員会教育部	部長	辻 慎一郎
		市学校教育課	課長	山下 聖和

令和3年度青少年問題協議会幹事				
選出区分		団体	役職	氏名
関係各課 9人		広報課	課長	大山 かおり
		地域振興課	課長	堀田 竜也
		男女共同参画推進課	課長	重久 直子
		こども支援室	室長	山之内 匡洋
		人権推進課	課長	重久 毅
		学校教育課	主幹	福留 健之
		保健体育課	課長	池田 隆
		生涯学習課	課長	牛堀 隆弘
		青少年課	課長	猿渡 功

○鹿児島市青少年問題協議会条例

昭和42年4月29日

条例第53号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、鹿児島市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、25人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 市内に居住する満20歳以上の者で公募に応じたもの

(3) 関係行政機関の職員

3 前項第1号及び第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長がともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集し、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第5条 協議会に専門の事項を調査するために必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは、解任されたものとみなす。

(幹事)

第6条 協議会に、幹事若干名を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて会務を処理する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育部青少年課において処理する。

(委任)

第8条 法令及びこの条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成21年12月26日条例第75号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則 (平成26年3月18日条例第26号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、同年5月1日から施行する。

会議等報告

令和2年6月4日

件名	令和2年度第1回鹿児島市青少年問題協議会	作成課	教育部 青少年課
日時	令和2年6月4日(木) 9時30分～11時00分		
場所	市教育総合センター 3階 青年会館 第一・二・三研修室		
出席者	青少年問題協議会委員 16人(欠席4人)		
市出席者	委員： 教育長、市市民文化部長、市こども未来局次長、市人権啓発室室長、教育部長、青少年補導センター運営協議会会長(学校教育課長) 幹事： 広報課長、地域振興課長、男女共同参画推進課長、こども支援室長、保健体育課長、生涯学習課長 事務局： 青少年課長、青少年課3人		
会次第	1 委員紹介 2 委嘱状交付 3 会長、副会長の選出 4 開会のあいさつ 5 協議 (1) 前年度協議内容等について (2) 令和2年度青少年健全育成に関する主な施策等(案)について (3) 令和2・3年度協議テーマ(案)について (4) 専門委員会の設置(案)について (5) 令和2年度青少年問題協議会の計画(案)について (6) その他(情報・意見交換) 6 閉会のあいさつ		
主な決定事項	○ 令和2年度青少年健全育成に関する主な施策等(案)について 承認 ○ 令和2・3年度協議テーマ(案)、専門委員会の設置(案)について 承認 ○ 令和2年度青少年問題協議会の計画(案)について 承認		
主な意見等	○ 令和2・3年度協議テーマ「学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進～『新しい生活様式』の中、青少年が豊かな人間関係を構築するために、学校、家庭、地域はどのような取組を行えばよいか。～」について <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校では、「新しい生活様式」に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る検温、手洗い、洗顔等の様々な予防とその点検を実施していますが、低学年では、一つ一つの予防とその点検に時間が掛かっています。 ・ 子ども達は、マスクを着用することで、互いの表情が見えにくくなるため、人間関係を構築する上での支障が考えられます。 ・ 市内では、新型コロナウイルスに数名が感染しました。その後、関係の学校に対する批判や中傷、間違った情報による偏見や差別がありました。そこから、改めて、安心して相談できる体制と人間関係づくりが急務であると考えます。それがなされないと、新型コロナウイルス感染症に係る様々な問題は治まらないと思うのです。 ・ 学校ではこれまでも、偏見や差別について、道徳、学級活動等で指導を行っています。また、市教育委員会としても、今回の新型コロナウイルス感染症が問題となった時点ですぐに、学校に対して、文科省の通知文等での指導を行ったところです。さらに、青少年問題協議会を通して、児童生徒に何らかの啓発等を出せたらと考えています。 ○ その他(情報・意見交換) <ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの方々が、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う行動の制限により、ストレスを感じています。そこから、様々な問題につながる事が考えられます。そのような時だからこそ、冷静は判断が求められると思います。 		

会議等報告

令和3年2月3日

件名	令和2年度第2回鹿児島市青少年問題協議会	作成課	教育部 青少年課
日時	令和3年2月3日(水) 9時30分～10時45分		
場所	市教育総合センター 3階 青年会館 第一・二・三研修室		
出席者	青少年問題協議会委員 15人(欠席5人)		
市出席者	委員：教育長、市市民文化部長、市子ども未来局次長、市人権啓発室室長、教育部長、青少年補導センター運営協議会会長(学校教育課長) 幹事：広報課長、地域振興課長、男女共同参画推進課長、子ども支援室長、保健体育課長、生涯学習課長、学校教育課主幹 事務局：青少年課長、青少年課3人		
会次第	1 開会のあいさつ 2 第1回青少年問題協議会内容・経過説明 3 協議 (1) 令和2年度青少年健全育成事業の実施状況について (2) 令和2年度青少年問題協議会専門委員会の報告について (3) 令和3年度青少年問題協議会計画(案)について (4) その他(情報・意見交換) 4 閉会のあいさつ		
主な決定事項	○ 令和2年度青少年健全育成事業の実施状況について ○ 令和2年度青少年問題協議会専門委員会の報告について ○ 令和3年度青少年問題協議会計画(案)について		承認 承認 承認
主な意見等	○ 専門員会報告について <ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍において、対面でなくてもできる活動は重要になっていくのではないか。 ・ 「いじめ防止啓発強調月間」におけるポスターや標語の応募数が減少した。この理由としては、新型コロナウイルス感染症拡大防止による休校措置が各学校においてとられたことにより、授業時数が十分でなかったことが考えられる。しかし、保護者の応募数は前年度より増加した。 ・ 市におけるいじめ対策は、教育相談業務、フレンドシップ(適応指導教室)、がある。また、いじめ対策検討委員会を年に3回開催し、いじめ防止や早期対応・解消のための具体策について検討を重ねている。 ・ スマホの適切な使用方法について、大人が子どもに教えるべきである。また、SNS上でのコミュニケーションの在り方について、大人と子どもが一緒に考えていくことが必要ではないか。 ・ SNS上におけるコミュニケーションの基盤は、対面でのコミュニケーションではないか。だからこそ、第2回専門員会で出された4つの視点は大切である。 ・ 学校現場の教員の多くが授業等におけるICT活用について、不安を感じているようである。その改善を図るために、各学校におけるICT活用についての研修を進めているところである。併せて、情報モラル教育も進めているところである。 		

令和3年度 青少年健全育成に関する主な施策等（案）

1 基本方針

青少年が心身ともに健やかに成長することは、青少年自身の課題であるとともに、すべての大人の責任でもある。このような認識のもとに、これからの社会をたくましく生き抜くことができるよう、青少年一人一人が「生きる力」を身に付けるために、家庭では親が、地域社会では大人が子どもと真正面から向き合うことが大切である。

そこで、学校・家庭・地域 社会が緊密に連携し、それぞれの教育力を発揮する中で、本市の教育的伝統や風土を生かした教育を推進し、市民総ぐるみで、「心豊かで元気あふれる『さつまっ子』」を育成するものとする。

2 主な施策

- (1) 豊かな心をはぐくむ家庭の教育力の向上
- (2) 学校と家庭、地域が連携した心の教育の推進
- (3) 青少年の地域活動や団体活動の促進
- (4) 青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進
- (5) 関係機関・団体相互の緊密な連携

3 重点事項

- (1) 豊かな心をはぐくむ家庭の教育力の向上に努める。

〔視 点〕

家庭は教育の原点であり、すべての教育の出発点であることを踏まえて保護者は、人生最初の教師となることの自覚と責任をもって家庭教育の充実に努める。

〔重点事項〕

ア 家庭の教育力の充実

イ 明るく健全な家庭づくり

- 保護者と子どもで「早寝・早起き・朝ごはん」の基本的生活習慣の育成に取り組んだり、新型コロナウイルス感染症拡大防止に気を付けながら、地域行事やボランティア活動、人や自然と触れ合う外遊びや野外活動等の諸体験活動に積極的に参加したりすることにより家庭の教育力向上に努める。
- 家族が、一緒に食事をして、一日の出来事を語り合ったり、毎月23日の「子どもといっしょに読書の日」に取り組んだりするなど、だんらんの中で親子や兄弟の温かい人間関係づくりを進め、家族のふれあいを大切にし、家族のきずなを深める。
- 家族の一員として、子どもに仕事や役割をもたせる。
- 子育てには父親の役割が重要であることを認識し、父親の出番を積極的につくる。
- いじめや不登校をなくし、充実した学校生活を送るための実践を呼びかけたり、標語やポスターを有効に活用したり、家族でわが家の家訓などを話し合ったりする。
- 家庭教育学級や子育て講座等の充実を図り、家庭の教育力を高める。

(2) 学校と家庭・地域が連携して心の教育を推進する。

〔視 点〕

学校と家庭・地域（企業等含む）が連携して、道徳教育や人権教育を推進し、相互の人間関係を深め、心の教育の充実に努める。

〔重点事項〕

- ア 青少年健全育成の気風づくり
- イ 心身ともにたくましい児童生徒の育成
- ウ 学校と家庭・地域が連携した諸事業の推進

- 学校では、一人一人の個性を尊重し、豊かな体験を通して児童生徒の内面に根ざした道徳性や、生命を尊ぶ心の育成に努める。特にいじめ問題については、いじめは、絶対に許されない行為であるとの認識に立って1件でも多く発見し、1件でも多い解消を図る。
- 学校では、分かる授業を心掛け、理解の状況に応じた支援・指導の充実に努める。
- 家庭では、「おはよう」と元気よく声かけをするなど、一日の生活に希望と夢をもつ場と機会をつくる。
- 地域では、青少年の「心の支え」となるようなボランティア活動や伝統行事の場と機会の拡充に努めるとともに、子どもの「人間関係づくり」や「心の交流」を一層推進する。
- 家庭・学校・地域が一体となった「市民総ぐるみあいさつ運動」や子どもたちに積極的な「愛の声かけ」などを通して、いじめや暴力行為・刃物所持等の問題行動を見逃さず、他人の子どもでも教え諭すなど、「地域の子どもは地域で育てる」実践に努める。（公共の場でのマナー等）
- インターネットに係る影響やコミュニケーションの取り方について、子ども自ら考え、話し合う場をもつようにする。
- 学校と連携し、学校支援ボランティア事業の拡充を図り、事業の更なる充実に努める。
- 親子の心の交流を促進するため、中学生から保護者宛、また、保護者から中学生宛のメッセージを葉書で募集する「こころの言の葉」コンクールを実施し、互いの存在やその大切さについて考えさせる。

(3) 青少年の地域活動や団体活動を促進する。

〔視 点〕

青少年は、各年齢期に応じたさまざまな体験活動を、異年齢や世代間の交流活動として実施し、好ましい人間関係や思いやりの心、郷土かごしまへの愛着心等をはぐくみ、主体的に生きる力を身に付ける。

〔重点事項〕

- ア リーダー及び指導者の育成
- イ 社会体験活動や自然体験活動の推進
- ウ 生涯学習施設等の活用の推進

- ボランティア活動等の社会奉仕体験活動をはじめ、自然体験、文化及びスポーツ活動等、青少年の各年齢期に即した調和のとれた体験活動プログラムや体験活動実践例を活用し実践する。その際、体験活動を通じた危険予知・回避能力の育成を図る。
- 世代間のふれあいや地域に関する学習、郷土芸能の伝承活動など、地域に根ざした活動を促進する。
- あいご子ども会やスポーツ少年団等のジュニアリーダーを養成し、組織の強化と活動の充実を図る。
- 子ども体験活動支援情報誌（「キッズ通信アクト」年6回HPで広報）を活用して、親子やグループでさまざまな体験活動に参加する。
- 学校は、団体活動や地域行事等に、青少年が主体的に参加するように奨励する。
- 冒険ランドいおうじまや宮川野外活動センター等の利用促進を図る。

(4) 青少年を守りはぐくむ環境づくりを促進する。

〔視 点〕
学校・家庭・地域のネットワーク化を図り、青少年が健全に育つ環境づくりを促進する。

〔重点事項〕

- ア 地域ぐるみの青少年育成
- イ 環境浄化運動と街頭補導活動の実施
- ウ 児童虐待防止への取組
- エ 有害情報への対応

- 環境点検を実施し、地域住民の理解と関心を高めるとともに、青少年が安全でかつ健全に育つためのよりよい環境づくりに努める。特に、地域の防犯ボランティア団体等との情報の共有化を図るなど、連携を深めた活動に努める。
- 校区等で地域の協力を得ながら子どもたちの活動場所や子どもたちとの交流活動等を設けるなど、地域ぐるみで青少年を育てる気風づくりに努める。
- 街頭補導を計画的に進めるとともに、娯楽施設等への協力を依頼するなど環境浄化活動の一層の推進を図り、青少年の問題行動の未然防止・早期発見に努める。
- 児童虐待防止の啓発に努め、早期発見・対応に努める。
- 学校・家庭・地域社会及び関係機関が連携して、携帯電話やインターネット利用の危険性やフィルタリング利用による安全対策についての指導・啓発の充実を図り、ネット犯罪被害や有害情報から青少年を守る取組を推進する。

(5) 関係機関・団体相互の緊密な連携を図る。

〔視 点〕

関係機関・団体の連絡会等を計画的に開催し、活動の共通理解と共通実践を通して青少年を健全育成する。

〔重点事項〕

- ア 関係機関・団体との情報交換
- イ 関係機関・団体の広報活動の充実
- ウ 関係青少年団体との連携及び育成・支援

- 心豊かで元気あふれる「さつまっ子」育成市民会議を開催し、関係機関・団体相互の理解を図りながら地域の特色を生かした活動を市民運動として促進する。
 - ・ 第2回さつまっ子育成市民大会の開催予定
日 時：令和3年10月16日（土） 9：00～11：30
会 場：川商ホール
参加者：約500人
- コミュニティー協議会等で、校区内の行事調整を行い、青少年健全育成の充実を図る。
- 関係機関・団体の広報活動を工夫し、市民に届く啓発活動に努める。
- 関係機関・団体相互の情報交換に努め、連絡体制の整備・充実を図る。
- 学校や警察及び福祉等の関係機関との連携を推進する。

(連絡会議等)

- ・ 鹿児島地区青少年環境づくり懇談会
- ・ 要保護児童対策地域協議会
- ・ 鹿児島県薬物乱用防止指導員連絡協議会
- ・ 天文館等環境浄化対策連絡協議会
- ・ シンナー・接着剤等乱用防止対策協議会
- ・ 県カラオケスタジオ協会
- ・ 県アミューズメント施設営業協会等

(6) その他

- 地域が育む「かごしまの教育」県民週間に青少年健全育成関係行事等を集中的に開催し、学校・家庭・地域社会が連携しながら、鹿児島の教育について考える気運を高める。（11月1日～11月7日までの1週間）
- 第3土曜日「青少年育成の日」は、その趣旨を踏まえ、関係機関・団体の年間計画に位置付けて実施する。（地域行事への参加）
- 第3日曜日「家庭の日」は、その趣旨を踏まえ、家族を中心とした活動をする。
- 第2土曜日「土曜授業」はその趣旨を踏まえ、保護者や地域の方々の参加・協力を得て学校の教育活動を実施する。

主な施策の体系表

基本目標

心豊かで元気あふれる
「さつまっ子」の育成

基本理念

個性豊かな人生を送るための基礎的な教養を身につけ、ふるさとをこよなく愛し、自ら学び続ける意欲を持ち、国際社会にたくましく生きていく青少年を市民みんなが協力して育成する。

主な施策

重点事項

豊かな心をはぐくむ家庭の教育力の向上

- ア 家庭の教育力の充実
- イ 明るく健全な家庭づくり

学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進

- ア 青少年健全育成の気風づくり
- イ 心身ともにたくましい児童生徒の育成
- ウ 学校と連携した諸事業の推進

青少年の地域活動や団体活動の促進

- ア リーダー及び指導者の育成
- イ 社会体験活動や自然体験活動の推進
- ウ 生涯学習施設等の活用の推進

青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進

- ア 地域ぐるみの青少年育成
- イ 環境浄化運動と街頭補導活動の実施
- ウ 児童虐待防止への取組
- エ 有害情報への対応

関係機関・団体相互の緊密な連携

- ア 関係機関・団体との情報交換
- イ 関係機関・団体の広報活動の充実
- ウ 関係青少年団体との連携及び育成・支援

令和3年度青少年問題協議会専門委員会の設置（案）

1 専門委員会設置の理由（テーマ設定の理由を含む）

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る「新しい生活様式」のもと、学校、家庭、地域は、人と人との物理的距離の確保、マスク着用などにより、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、社会生活を維持しなくてはならない。

一方で、多感な時期の青少年にとっては、ストレスを感じることもあり、人間関係等で様々な不安や悩みが生じることが懸念される。

また、今後も、新型コロナウイルス感染症拡大防止に影響される学習の遅れや部活動の大会中止など、更に、青少年の不安や悩みとなる様々な要因が出てくることが想定される。

そのような青少年の不安や悩みを、学校、家庭、地域はどのように受け止め、どのような支援をしていけばよいのかということが、今まさに問われていると考えられる。

そのことを受け、青少年問題協議会では、「新しい生活様式」の中、青少年が豊かな人間関係を構築するため、学校、家庭、地域はどのような取組を行えばよいか、様々な視点で話し合い、具体的な取組を提言していくことを考える。

そこで、協議会での審議内容等との関連を図りながら、市青少年問題協議会条例第5条の規定に基づき専門委員会を設置し、青少年に係る問題の状況を探り、学校、家庭、地域が連携した心の教育の推進を図るために、どのような取組が必要なのか、調査研究を行うものとする。

2 専門委員（7人）

番号	氏名	役職
1	川崎 公代	鹿児島市小学校長会代表
2	向田 伸子	鹿児島市中学校長会代表
3	池田 浩一	鹿児島地区高等学校生活指導研究協議会会長
4	帖佐 尚人	鹿児島国際大学准教授
5	中島 正義	鹿児島市PTA連合会代表 ※
6	森園 さくら	公募市民
7	谷口 真二	県警察本部人身安全・少年課長

※ 令和3年5月の改選を受け、変更の可能性あり

3 審議計画

- 審議のテーマ 「学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進」（主な施策（2））
視点：「新しい生活様式」の中、青少年が豊かな人間関係を構築するために、学校、家庭、地域はどのような取組を行えばよいか。
- 審議期間 令和2・3年度（年2回、計4回の専門委員会）

青少年問題協議会専門委員会の報告

【審議のテーマ】

「学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進」(主な施策(2))

【視点】

- ・ 「新しい生活様式」の中、青少年が豊かな人間関係を構築するために、学校、家庭、地域はどのような取組を行えばよいか。

1 第1回専門委員会

- (1) 日時 令和2年8月27日(木) 10:00~11:30
- (2) 場所 市教育総合センター 3階 青年図書連絡室
- (3) 主な協議内容

① リーフレット(「新型コロナウイルス感染症拡大防止の中、人と人との関わり方について、改めて考えてみませんか」)の内容について

- ア 4つのキーワードの内、「心の回復力(レジリエンス)」の箇所は、特に大切かと思われる。例えば、いじめは、学校だけでなく、学校以外の社会でも起こり得ることで、いじめを受けたとき、心の回復力(レジリエンス)を育成することは、生きていくために必要な手段かと考える。
- イ 人と人との関わり方に係る子どもの願いを表した子どもの標語は、新型コロナウイルス感染症に係る心ない言葉を使いがちな一部の大人の心に響くと考える。

② リーフレットの広報について

- ア 市のホームページで広報し、広く市民に啓発することが良いと考える。
- イ 小・中・高等学校の家庭環境によっては、パソコンがない家庭もあるため、各学校には、リーフレットをデータで送信し、各学校で印刷の上、各家庭に紙媒体で配布する方がよいと考える。

【作成・広報したリーフレット】

新型コロナウイルス感染症拡大防止の中、人と人との関わり方について、改めて考えてみませんか

いじめウイルス やさしさワクチンで 明るい未来 無限大
令和2年度 ニココ月間 標語 鴨池小 5年 森山 順

その1: 正しい知識をもちましょう。
誤った知識や不確かな情報は、差別や偏見、いじめを生むことにつながります。情報は大切ですが、公的機関が発信する正確な情報を得ましょう。(SNS上の不確かな情報に気を付けましょう。)
【正しい知識の例(予防法)】
○「3つの密」の回避、マスクの着用、石けん等による手洗い
【誤った知識の例(濃厚接触)】
×「...誰かとすれ違うことすら避けてほしい...」
→街中ですれ違った程度では感染の心配はありません。

その2: 相手の気持ちを想像しましょう。
患者や家族、医療従事者の気持ちを想像することは、互いを思いやる優しい社会をつくる一歩になります。
次のような視点で、相手の気持ちを想像してみましょう。
【相手の気持ちを想像する視点】
・自分が感染した場合やその家族になった場合に、そのような人たちは、何に苦しみ、不安に思っているでしょうか。
・そのような人たちは、周囲の人たちからどのような言動で接してもらいたいですか。

感じて欲しい 言葉の責任 相手の気持ち
令和2年度 ニココ月間 標語
鹿兒島玉龍中 2年 辻 誠士朗

その3: 理由はどうであれ、誹謗中傷はいけません!
「マスクを着けているのに、どうして、〇〇さんは着用していないんだ!」というような主張から、SNS等で誹謗中傷を行うと、犯罪行為と判断される場合があります。
※イライラしない為に
・深呼吸を、2、3回行うなど、6秒間待つ。
・その場から、一度、離れてみる。
・誰かに自分の思いを聴いてもらう。

その4: 心の回復力(レジリエンス)を育成しましょう。
不安を感じたり、自分の思いと周囲の人の言動の差に、一喜一憂したり...。誰もがそのような経験をしたことがあると思います。
心配なことは、そこから回復できないこと...。
そうならないよう、思い込みを見直し、この状況の中、できることを探ることが、大切だと思います。例えば、次のような活動は、どうでしょうか。

読書に親しむ 料理にチャレンジ 家族で野外活動

あの子きらい やさみみたいに いわないで
令和2年度 ニココ月間 標語
西紫原小 3年 有田 菜桜

【新型コロナウイルス感染症に関する主な相談窓口】
・県:コロナ相談かこしま(24時間対応)..... TEL:099-833-3221
・県:かこしま教育ホストライン24(24時間対応)..... TEL:0120-783-574
・市:教育相談室(学校での心の悩みに対応)..... TEL:099-224-1179
・市:子どもと女性の相談室(児童虐待に関する相談)..... TEL:099-216-1262

2 第2回専門委員会

(1) 日時 令和2年11月10日(火) 10:00~11:30

(2) 場所 市教育総合センター 3階 青年図書連絡室

(3) 主な協議内容

① 「新しい生活様式」における、学校、家庭、地域の実態について

ア 学校の中では、理由があってマスクを着用していない児童とそのことを知らない児童との間でトラブルがあった。マスクを着用したくてもできない人の気持ちを想像できるようになるとともに、マスクを着用できない理由を周りにどのように伝えるかがポイントと考える。

イ 家庭では、子どもに対して、マスクを着用できる人もいれば、できない人もいる。人それぞれ境遇が違うことを改めて教えている。例えば、マスクを着けていない人に対しては、いきなり「着けて」ではなく、「どうして着けないの?」と尋ねることも教えている。

ウ 地域では、少年非行が減っているが、一方でネットトラブルが心配である。

また、地域行事が減ったことで、地域の大人と子どものつながりも弱まるのではないかが気になる。

② 実態を踏まえ、青少年が豊かな人間関係を構築するためにできることを検討

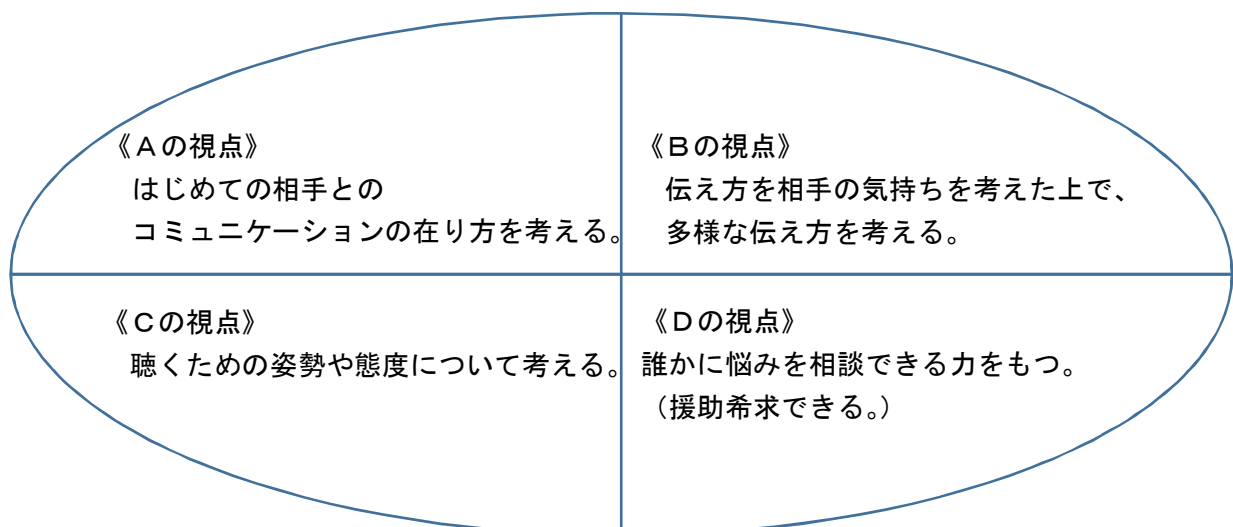
ア 正しい知識のもと、マスクを外せることもできるため、会のはじめのあいさつ等では、最初にマスクを外して顔を見せた後、再度マスクを着けてから、話をしてはどうか。

イ マスクをしていると、相手に伝わらないこともあるので、これまで以上に伝えたいことを伝える工夫が必要と考える。

ウ 伝えられる方も傾聴することが多くなるため、聴く態度や姿勢に気を付ける必要があるのではないかと考える。

エ 周りが、SOSに気付かないことがあるため、助けて欲しい時には、自ら「助けて」という援助希求をできるようにならなくてはならないと考える。

③ 青少年が豊かな人間関係を構築するために、学校、家庭、地域が行うための視点を検討



➡ 今後、A、B、C、Dの視点から、学校、家庭、地域が行えることを検討し、提言を行う。その際、SNS上でのコミュニケーションの在り方についても触れる予定。

青少年問題協議会専門委員会審議テーマと視点（H17年度～）(案)

17年度	生涯にわたって「心の支え」となるようなふるさとでの体験活動をどう展開すればよいか。 ～体験活動を支援する環境づくりのための体験活動プログラムの作成～
18年度	青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進(主な施策(4)) ～学校・家庭・地域のネットワーク化を図り、青少年が健全に育つ環境づくりを促進する～
19年度	青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進(主な施策(4)) ～学校・家庭・地域のネットワーク化を図り、青少年が健全に育つ環境づくりを促進する～
20年度	青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進(主な施策(4)) ～インターネット上のいじめやインターネットに関する犯罪や有害情報から青少年を守る未然防止の具体的方策～
21年度	青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進(主な施策(4)) ～インターネット上のいじめやインターネットに関する犯罪や有害情報から青少年を守る未然防止の具体的方策～
22年度	学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進(主な施策(2)) ～青少年をめぐる課題を探り、学校、家庭、地域でどう育てるか～
23年度	学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進(主な施策(2)) ～青少年をめぐる課題を探り、学校、家庭、地域でどう育てるか～
24年度	青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進(主な施策(4)) ～青少年のインターネット利用上の課題を探り、様々なトラブルから青少年を守るために学校、家庭、地域はどのような対策を講じればよいか～
25年度	青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進(主な施策(4)) ～青少年のインターネット利用上の課題を探り、様々なトラブルから青少年を守るために学校、家庭、地域はどのような対策を講じればよいか～
26年度	学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進(主な施策(2)) ～青少年が望ましい人間関係を構築するために、学校、家庭、地域はどのような取組を行えばよいか～
27年度	学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進(主な施策(2)) ～青少年が望ましい人間関係を構築するために、学校、家庭、地域はどのような取組を行えばよいか～
28年度	学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進(主な施策(2)) ～ネット世代の青少年の人間関係力を高めるために、学校、家庭、地域はどのような取組を行えばよいか～
29年度	学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進(主な施策(2)) ～ネット世代の青少年の人間関係力を高めるために、学校、家庭、地域はどのような取組を行えばよいか～
30年度	青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進(主な施策(4)) ～青少年が安心して相談できる環境づくりのために、学校、家庭、地域はどのような連携が必要か～
元年度	青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進(主な施策(4)) ～青少年が安心して相談できる環境づくりのために、学校、家庭、地域はどのような連携が必要か～
2年度	学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進(主な施策(2)) ～「新しい生活様式」の中、青少年が豊かな人間関係を構築するために、学校、家庭、地域はどのような取組を行えばよいか～
3年度	学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進(主な施策(2)) ～「新しい生活様式」の中、青少年が豊かな人間関係を構築するために、学校、家庭、地域はどのような取組を行えばよいか～

令和3年度青少年問題協議会計画について

日 時	会 議	主 な 内 容	場 所
令和3年5月13日(木) 11:00 ~ 12:00	幹 事 会	第1回青少年問題協議会の開催について ① 令和3年度青少年健全育成に関する主な施策等について ② 令和3年度青少年問題協議会の計画について	青年会館 会議室
令和3年6月3日(木) 9:30 ~ 11:00	協 議 会	① 令和3年度青少年健全育成に関する主な施策等について ② 青少年問題協議会の計画について ③ 令和2・3年度の協議テーマ及びいじめ問題について ④ その他(情報交換等)	青年会館 研修室
令和3年8月26日(木) 10:00 ~ 11:30	専門委員会	【テーマに基づく審議 ①】 ○ 令和2・3年度のテーマに係る協議	青年会館 会議室
令和3年11月9日(火) 10:00 ~ 11:30	専門委員会	【テーマに基づく審議 ②】 ○ 令和2・3年度のテーマに係る協議	青年会館 会議室
令和4年1月18日(火) 11:00 ~ 12:00	幹 事 会	第2回青少年問題協議会の開催について ① 青少年問題協議会の経過について ② 専門委員会の報告について	青年会館 会議室
令和4年2月2日(水) 9:30 ~ 11:00	協 議 会	① 青少年問題協議会の経過報告について ② 専門委員会の報告について ③ その他(情報交換等)	青年会館 研修室